

岩手県告示第 670 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 9 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 340 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町大川字平井 64 番 30 地先内
 - (2) 下閉伊郡岩泉町大川字平井 29 番 57 地先内
 - (3) 下閉伊郡岩泉町門字国見 212 番 228 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 19 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - (2) 期間 平成 20 年 9 月 19 日から同年 10 月 19 日まで